

平成18年度 協働型町民活動促進事業補助金申請を受付

来年度から、町が各種団体に交付する補助金は、団体が主体的に実施する事業であり、且つ、公益性が認められる事業に補助金を交付する「笠松町協働型町民活動促進事業補助制度」に変わります。

これは、町民団体の公益的な活動を支援し、住民協働のまちづくりを進めるとともに、補助金の申請時と精算時に、審査を実施することによって、公平性、透明性を高めることを目的としています。

【対象事業】
町内で実施する事業・公益性が認められる事業・団体が主体的に実施する事業・営利、政治、宗教を目的としない事業、三月三十一日までに完了する事業

【対象団体】
活動の拠点が町内にある団体、五人以上のメンバーである団体、メンバーの半数以上が町民である団体、会計処理ができる団体、営利、政治、宗教を目的としない団体

【補助の対象経費・対象外経費】
表一のとおり

【補助率】

表二のとおり

【申請方法】

事業の実施目的、内容、経費明細（複数の事業がある場合は事業ごと）を記入した申請書に会則などの写し、団体の予算書と事業計画書を添え提出してください。

【申請期間】

いつでも申請することができます。

四月から七月までの間に、補助金の交付を希望する団体は今月中に申請書を提出してください。

【申請先】

各担当課

【審査結果の通知】

申請書類によって、審査を実施し、補助金額を通知します。

申請書は各担当課で配布します。なお、町公式ホームページからもダウンロードができます。※詳しくは各担当課へお尋ねください。

表一（補助の対象経費・対象外経費）

区 分	対 象 経 費	対 象 外 経 費
報償費	外部講師の謝礼、出演者の謝礼金等	団体構成員の飲食費、団体構成員のみを対象とする謝礼、記念品費用等、団体構成員への慶弔費等の福利厚生費、祝儀等の儀礼的な経費、土地、家屋等の購入費、事務所等の通常の維持に要する費用、事業の再委託費、基金積立金、支払ったことを明確に出来ない経費
旅費	事業に必要な交通費等	
消耗品費	事業に係る文具、用紙代等	
印刷製本費	チラシ、会報の印刷費等	
食糧費	会議時の湯茶に要する費用等	
役務費	郵送料、行事保険料等	
使用料及び賃借料	公共施設使用料、機器借上料等	
原材料費	資材等購入費用	
備品購入費	事業用備品購入費等	
負担金補助及び交付金	上部機関への負担金等	
その他	対象事業を実施するために必要と認める経費	

表二（補助率）

区 分	補助率
町が行うべき事業を実施するもの	10/10以内
町が特定の事業を団体に推奨、推進等をするもの	
広く住民生活の安全、向上等を目的とするもの	1/2以内
広く町民の文化、教養等の向上を目的とするもの	

～第一保育所を民営化します（平成18年4月から）～

町では、行財政改革推進プランに沿い町立保育所の民営化を進めることになり平成18年度から第一保育所（上新町）を財団法人笠松町地域振興公社に移管をいたします。

保育所運営に際し、公社からは、現在の町立保育所と同等の保育サービスのほか、4月から現在の生後6か月からの保育を生後3か月から実施するなど保育メニューの充実を行っていく方針が打ちだされました。民営化によって何がどのように変わるのかをご紹介します。

●民営化になるとどうなるの？

保育の基本方針は民営化されても変わることはありません。また、独自のサービスが提供されます。

●保育料はどうなるの？

町が保育料の決定を行いますので、町立保育所と同じです。

●入所などの手続きは？

入所などの手続きは、これまでと変わることなく、町で行います。

【問合先】 福祉健康課